# 新修總持寺史(五)

### 第八章總持寺寺領

一初期の寺領

#### 納富 常天

Ш また時代は極めて下るが、寛政八年 (一七九八) 三月 「宝泉寺堂宇修補勧化添書願」の 寺田三反三」とあり、内訳として「御仏供五 岡寺観音堂の寺田については、弘安六年(一二八三)五月十二日「櫛比荘二个村諸寺仏供田注進状」に「諸岡寺観音堂 禅師に諸岳観音堂(總持寺の前身)および寺領・敷地を寄進しているが、四至分限を示すだけのものだった。 I 禅師 總持寺初期の寺領については、三密行者定賢権律師が元亨元年(一三二一)七月二十二日、永代伽藍興隆のため瑩山 に譲った寺領は「東者内保村、西者道下村、北者和田村、 仁王講経田九 御花米田 南者切留村を限、千六百石之御朱印地」とあり、千六 修理田七 「当寺由来之事」に、定賢が瑩 燈油 五五 修正田六」とある。 しかし諸

百石であったとしている。

また安堵されているが、これは永光寺山内大雄庵 聖天供などの仏事、 また峨山禅師は諸岡寺定賢や長谷部氏(長氏)をはじめとする在地の有力武士階級などから、 あるいは諸願成就、子孫繁昌、 (峨山禅師塔頭)に対する田地寄進とともに、 息災延命、 後生菩提、月忌などのため、多くの寺領が寄進され、 峨山禅師の積極的な教 大般若井五部大乗経、

を掲げるとつぎのとおりである。 いま現存する寺領寄進状 (峨山禅師塔頭法光院および永光寺山内塔頭大雄庵も含む)の件名・年月、 なおこれは前に第三章總持寺発展の基礎確立③外護者と寺領の発展でも触れた。 段別および目的など

化活動のあらわれである。

①嘉曆二年 (一三三七) 十一月十六日

櫛比床預所鴨某田地寄進状

諸岡寺大般若経丼五部大乗経供料田一段二(ニは一段の十分の二、以下同じ)

現世安穏・後生菩提

定賢田畠施入状 坪数不明 (二三二九) 二月十三日

目的不明

惣持寺雑掌禅勝申状#能登国外題安堵国宣(3)元弘三年(一三三三)十月十五日

領家某田地寄進状 日 日 日

諸岡寺大般若田事一段

聖朝安穏・天長地久、本家・領家御願成就

(5)建武元年 (一三三四) 十一月二十日

地頭幸蓮田地寄進状

子孫繁昌、息災延命・心中諸願成就。

(6)建武二年 (一三三五) 三月十日

新寄進御供料田坪付 聖天御供新田坪付事

伍

地頭政所 (幸蓮か)

(7)建武四年 (一三三七) 正月十四 日

能登守護吉見頼隆書下

諸岡寺領已下事(寺領安堵)

(8) 曆応四年 (一三四一) 閏四月十六日 櫛比庄領家中院某田地寄進状

諸岡寺寺田事 六

御祈禱之忠懃 (祈禱所)

(9)|正平七年 (一三五二)||正月十一日 中院定平書下

櫛比庄内二个村聖天社御供田事百刈(一段)天長地久・御願円満、 太上天皇御願皆満足、

中院良定所願成就、 幸蓮

櫛比御厨内惣持寺敷地安堵 (32)

⑩文和三年 (一三五四) 八月廿五日 地頭藤原よりただ田地寄進状案 富来院鮎上村地頭職内田地事

⑴延文三年 (一三五八) 十一月四日 後生菩提 坪数不明

⑿康安元年 (一三六一) 十二月廿五日

信氏月忌

櫛比庄内保村田地事 一段四 長(長谷部)信氏田地寄進状

櫛比庄内保村堀腰宮前田 長秀連田地避文 (法光院) 百刈

(3)貞治四年 (一三六五) 三月八日

尼こゆふ菩提

高畠小柴 村知行田 一段 尼しゆ一田地寄進状(法光院)

(4) 貞治四年 (一三六五) 五月十五日 尼りやうこ寄進状 (法光院

後生菩提

後生菩提 高畠小柴村田事 百刈

なお峨山禅師示寂後も、 法光院や永光寺山内の大雄庵に対する田地寄進状があるから、 列挙する。

長宗悟田地寄進状案 (坪付不明)①応安元年(一三六八)四月廿日

長氏信田地寄進状 伍段 ②応安八年(一三七五)二月九日

長正連田地一段を三貫五百文で法光院に売却③永和元年(一三七五)七月廿五日

亡父道秀・祖栄・養母明意比丘尼菩提、(寒)

, 氏信後世<sup>[19]</sup>

長正連田地寄進状 二段(記) 長正連田地寄進状 二段(記)

天下安全・武運長久・三宝帰依・仏道純熟のため

長芝叟・祖英・空照・宗悟の位牌料のため長宗悟田地寄進状 三百二十刈 (鑓河山年貢一貫百五十文)。永和五年 (二三七九) 二月九日

僧宗義田畠寄進状 三百四十刈、畠、屋敷 ⑥康暦二年(二三八〇)三月二日

宗義の現当二世の悉地

— 91 —

### ⑦至徳三年(一三八六)

正法年譜住山記 二百苅

正法寺三代道叟道愛月忌粥料

また永光寺内塔頭大雄庵に対する田地寄進

⑧応安四年 (一三七一) 十月廿六日

尼祖一田地寄進状案 四段弐

祖一としやうほたい

⑨年月未詳永光寺大雄庵等田地目録

録がある。なお後掲する永徳二年(一三八二)十月、通幻寂霊(一三二二—九一)の「惣持寺新寄進田地目録」の尾 にある大雄庵田地と重複するものがある。いま掲げるとつぎのとおりである。

この目録の尾部に櫛比荘浦上村の長円寺分と、總持寺前住大徹宗令 (一三三三―一四〇八) の塔頭覚皇院の田地目

永光寺大雄庵等田地目録

峨山和尚塔頭大雄庵田地(韶碩) (永光寺内)

|二||百||苅在所石町、衛門次郎作、 一百苅在所吉崎、六郎作、(羽咋郡湊保)

藤原家用寄進 沙弥了性寄進

梅町、在所湊保南方内友松名内

、三百苅在所石町、

百苅

須賀□次郎平兼隆在判 [庚ヵ]

本紙年月ト七年相違致候へ共、

往昔ゟ此分ニ任、

持伝候義ニ御座候、

「永徳二年壬戌六月日(端裏貼紙) 処々寺領当知行雖無相違候、 二中世における寺領目録 二反 在所瀬上前塚田、(同荘内) 五段五在所荒志、(諸岡村内) 五十苅在所長江村内、(同荘内) 五段 四反 二百二十苅在所松﨑、 二百苅在所在本文書、 四百三十苅在所在本文書、 反 惣持寺前住大徹和尚塔頭覚皇院田 (宗令) (惣持寺内) 長円寺分 在所浦上村内、(櫛比荘内) 在所在本文書 在所在本文書 藤三郎作、 所仰願以案堵御書為末代之亀鏡也、 同前、 同前、 全前、 長谷沙弥義印在判(長秀信) 二郎左衛門入道玉阿在判 沙弥芝叟寄進 소 比丘尼性部寄進 (三階池崎後家、無蔵 比丘尼本韶寄進

(1)永和五年 (一三七五) 二月廿八日惣持寺領小野谷田畠目録

— 93 —

......(紙継目)

四十苅 小野谷田畠日記(櫛比荘諸岳村)

弥三郎屋敷二百文、 水平次郎作四百五十文、 又太郎屋敷壱貫五百文、 五郎四郎屋敷田、 作人三郎次郎

作人明通

作人次郎三郎 作人禅観浴主

作人六郎

七百文

壱貫百文

大地四郎作

壱貫百文

六百文

次郎太郎作

**弐貫百五十文** 

作人道善

一処十束荊、又一処十束二百又六屋敷、六十苅大西作、百文畠、

又一処十束荊、

作人新仏

......(紙継目)

作人尊恵

作人法喜

山上屋敷畠三百文心仏、 弐百文六郎、百五十文道円、 作人六郎三郎

七百文 百文 **美百文** 

平部屋敷

六百文

五百四 東五十荊、 荊、荊、

定年頁分七貫六百七十文

四百九十文

百文小沢畠、二百五十文大地作、百四十衛門次郎作、此八百姪五人中ノ御恩、百文平野、(\*\*)

— 94 —

# 已上、都合八貫四百六十文(柒)(七)

白山 宮 田 畠 二十荊御霊声三十荊宮腰、 

高尾堂 五三 東十 荊荊、

永和

Ŧi. |年二月廿八日

侍者記之、

(花押)

これは總持寺寺領の一部分である能登国櫛比荘諸岳村の小野谷

(2)永徳二年 (一三八二) 十月惣持寺新寄 進 田 地 目 が、 縦二九・

Ŧi.

cm

横九五・

五.  $\stackrel{\text{cm}}{\smile}$ 

で、

+

件からなる。

定年貢とその

作

人の内訳が記され (現在の鬼屋地区附近)

て  $\bigvee$ 

る。 花押 の記

主

は不明で

の田畠目録

(続紙の楮紙二

一紙で、 ある

紙続目毎に奥の花押と同形の裏花押がある。

た

(紙維目

惣持寺新寄進田 |地目

一百苅幷 山 田在所、(編出推場村内,以下同之)田在所、大中兩一段、平次郎、米弐石、一所野葉山、御比将監殿、信悟幷惠一入牌料足、衛北報監殿、信悟幷惠一入牌料足、

二仏[性前] 米壱石、銭二百文、(諸岳村内) 観田、勝照 // (新力)
(作人弥次郎、朱壱石、作人弥次郎、朱壱石、 銭八百文、七田、作人心仏、

— 95 —

また定年貢や都合の累計が誤まっているので、右傍に括弧して訂正

百苅聖天供田、 年貢壱貫文、 在所二个村牛町樋下、

壱貫八百文 白山腰平次郎入道作田

白山田百五十文幷富崗畠円道恩給(同莊内), 百五十文

三十苅

百文

富崗上畠

作人孫七

二百刈 (香糠) 一段かつか、玄鋻入牌料足売之、 在所浦上、一段宮腰、進五郎作、 (同荘内)

......(紙継目)

内保村田地

法党 光院

段四 ・ 料足、岩脇殿寄進、4年所(本内、ス郎次郎入道作、4大、岩脇殿寄進、(長信氏カ) 妙性禅尼入牌

段 宗義上座寄進、在所の左藤太郎入道作、在がの方藤太郎入道作、

在所ホリコシ、一段二代和尚毎月御粥料、(峨山韶碩) 一段貞崇庵主入牌料足、

二段 (長) 義勝寄進、 在所内保村内進三郎作 (長) 作、 たうやの女性入牌料足、(稲屋)(長見祐)

二段 名字棠木田一段、『安暁窓禅尼入牌料足、在所堀腰、名字五田一段、崇信禅門入牌料足、在所堀腰、名字五田一段、崇信禅門入牌料足、

三百二十苅幷山一所幷染 一杯、一所でりかわ山て弾作、一所であれ、堂島、一部 空照・宗悟四人入牌料足、壱貫百五十文、芝叟・祖英・(長) 川、年貢一所百二十刈、

(紙継目

米陸斛 定年貢銭弐拾五

侍者記之、

(鹿島郡) (永光寺内)

永徳二年廷十月日

三百苅 羽咋 北 方石町

兀

百三十苅

羽咋北方松崎

七さこ作、屋敷一所、五郎太郎、一所三井かり、こわうたの源門こけ作、所百苅、松崎衛門こけ作、一所百苅、神主つくり、

四段 二百苅 一反在所、 羽咋北方吉崎 よしさきのすけ入道か後にあり、鏡田、小かいのくもんしよのまゑのうとく、

二百苅 一百二十苅 所七十苅、はしつめのあミた所百三十苅、仁六作、 在所松崎、藤三郎作、

à

# 一上、壱町七段五十苅、屋敷一所

寂霊(花押)

該当する寄進状がないものもあるから貴重な史料である。 世通幻寂霊(一三二二―九一) が作成したものである。總持寺七件、 光寺内にある峨山禅師の塔頭大雄庵に、近年新たに寄進された田地の目録である。末尾の署名と花押から總持寺第五 ている。 これは続紙の楮紙三紙で、 また紙継目毎に通幻の花押があると同時に、①永和五年小野谷田畠目録に貼り継がれている。このなかには 縦二九・五㎝、 横一二四・一㎝、永徳二年十月、 法光院六件、大雄庵六件、合計十九件が列挙され 總持寺や峨山禅師の塔頭法光院や、永

登国では一段の年貢が一貫文であるから、銭一貫九百文は単純計算すると田地一段九十苅となり、合計すると九段二 これらの田地の段別を計算すると、總持寺は延寿堂も含め七段三十苅(一段=百苅)と銭一貫九百文である。

十苅になる。

山一所 また法光院は一町一段六十苅、山一所、 屋敷一所、 漆一杯となる。 漆一杯、 大雄庵は一町七段五十苅と屋敷一所とあり、総計三町八段三十苅

二百苅幷山 永徳二年三月六日長正連田地寄進状

なお該当する寄進状は總持寺関係七件中四件で、つぎのものである。

二段 "三月晦日""

二百苅 永徳元年十一月十三日某田地寄進状百苅 康暦二年十一月十一日光景田地渡状

また法光院および大雄庵の田地は、 前に掲げた峨山禅師関係の田地寄進状と重複している。

- 98 —

③応永六年(一三九九) 六月惣持寺寺領・敷地等目録写

、当寺敷地限西長峯、限北荒志横道、此内田畠・山等在之、、当寺敷地限東火屋、「限す」の東京、「限す」の出い、田山等目録之事能登国櫛比庄惣持禅寺寺領幷敷地・同山等目録之事

、百苅鎮守白山造営料、預所前対馬守鴨為永寄進、三百五拾苅開山塔・法光院供料、長谷正連寄進、

五百寸大般若幷大乗経供料、

預所前対馬守鴨為永寄進

諸岳村田畠

自三段<sub>開山塔供料</sub>、宗義上坐寄進屋敷一所稱所清水、宗義上座寄進

五百五十苅在所荒志、長谷沙弥義印進 (天徹宗令塔頭) 桑屋村分

百四拾苅(在所大筧爪、 長谷左衛門尉信氏寄進内保村分) 内保村分 (種) (基)

百苅 在所左藤大郎入道作、長谷秀連寄進 三百七拾苅在所瀬上・堂畠・了善作、宗悟上

宗悟上坐寄進

— 99 —

- 三百苅 在所堀腰、長谷瑠璃若女寄進
- 百苅 **弐百苅** 在所堀腰、長谷沙弥芝叟寄進 在所新三郎作内、長谷沙弥義勝寄進
- 三百苅一所深田、一所狐田、 百苅 在所新三郎作、長谷見祐禅尼寄進 宗悟上坐寄進
- 山一所 在所行河子落、宗悟上坐寄進
- 、二百五十苅|所鎌正、長円寺供料、長谷沙弥宗信寄進、二百五十苅|所麓上、一所瀬上、長谷沙弥宗信寄進 浦上村分
- 五百苅田屋前塚田、 三百十束苅在所宮腰、長谷沙弥芝叟寄進 長円寺供料、長谷沙弥芝叟寄進
- 二百苅羽咋湊松崎、比丘尼正韶寄進

羽咋郡分

- 、百三十苅 三百苅 在所石町、沙弥了性寄進 在所小原田、比丘尼正韶寄進
- 五百苅井屋敷一所吉崎、
- 三百苅 在所桜町、平兼隆寄進○コノ行、イナシ、丼屋敷一所吉崎、 藤原家持寄進(三階)

応永六年六月  $\exists_{\,\widehat{\underline{29}}}$ 

これは東京大学史料編纂所蔵で、

寺領等の当知行目録である。 異本(徳雲寺所蔵「惣持寺文書写」)には幕府奉行人飯

所 尾為清の証判が裏に据えられている。 八六〇苅、 屋敷、 山や寄進者名を列挙している。 山一所、 屋敷一所。浦上村分八一〇苅。 諸岳村・桑屋村・内保村・浦上村・羽咋郡の村郡毎に分別し、 諸岳村田畠一五〇〇苅、畠三段、 羽咋郡分一四三〇苅、 屋敷 屋敷 所。 所。 桑屋村分一五〇苅。 総計五七五〇苅、 田畠の反別や在 島三段、 内保村分 Ш

所、屋敷三所で、

法光院・延寿堂・永光寺・大雄庵などの寺領は含まれていない。

韶 長秀連や長瑠璃若、 これら五町七段五○苅はじめ畠、 沙弥了性のように寄進状のないものなどもあるから、 長芝叟、長宗悟などのように寄進状はあるが反別が異なるもの、 Щ 屋敷の寄進者名をみると、見祐尼や長義勝などのように寄進状 非常に貴重な史料である。 預所前対馬守鴨為永や比丘尼正 が あるも 0

(4)正長二年 (一四二九) 總持寺寺領目録

住持玄淳 (花押影

諸嶽山総持禅寺寺領目録之事

定拿

二个村之内

百五十束苅

百十束苅 分米参石

分米弐石弐斗

新保 横道ノ П 面

同

戒音名

分米五石

弐百五十束苅 「▽世五苅ィ」

百八十五東苅

百廿束苅

分米弐石四斗

分米参石七斗 西=> 餅+ 田 揀ェッ 大夫名 徳行名

覚尾崎 同

-101-

横道ヨリ下 権守名 同半分円恵、

**弐百四十五束苅** 百五十東苅 分米四石九斗 分米参石 堂 ノ 裏ゥ

百十五束苅 分米弐石三斗

分米壱石八斗 富岡ノ下

九十束苅

十郎次郎名

山崎

孫四郎右馬名

五人百姓各弁

分米参拾石参斗

已上、

銭分

七十束苅 百苅帰永寿、 百苅帰永寿、

分銭壱貫文

永寿院弁

分銭壱貫文

小谷屋 大谷屋

廿五東苅 分銭七百文

年貢除之、

富岡ノ下 新保口

大谷屋

円慧・権守

年貢除之、

年貢除之、

廿五東苅 廿五東苅

揀栗ノ口「內イ」

大夫之恩

権守之恩 徳行之恩

年貢除之、

新保口

十郎次郎之恩

菩提薗ノ下能登作

九十束苅飯頭之恩、 廿五東苅 分銭九百文

已上、分銭参貫陸百文此内収常住分七百文、

都合田数壱千九百七十五束苅

諸岳村之内

百苅

分米弐石

五郎右馬

— 102 —

七十壱束半荷苅	七十八束二把苅	廿五東苅	卅弐束苅	百廿東苅	八東苅	六十東苅	廿東苅	廿東苅	四十東苅	三十東苅	八十八東苅	廿弐東苅	廿弐束苅	百十東苅	六十八苅	三十東苅	百苅
分米壱石四半三升	分米壱石五斗	分米五斗	分米陸斗四升	分米弐石四斗	分米壱斗六升	分米壱石弐斗	分米四斗	分米四斗	分米八斗	分米陸斗	分米壱石七斗六升	分米四斗四升	分米四斗四升	分米弐石弐斗	分壱石三斗六斗	分米陸斗	分米弐石
茎田	[茎田イ]	畠田	納所寮後	寺大道中田、	把頭田	寺大道	堂田	虫食	兵部屋敷	池田	大呼ばれ	畠田	畠田	平野田	鳥越寺口	上荒志	下荒志
介次郎	道円分	徳行名	権守名	、十郎次郎分	同	道幸分	同	同	同	同	同	大夫之分	同	同	同	戒音分	円慧・権守両

壱貫 (三百文子) (登)	都合田数千	已上、分米	廿五東苅	百苅東ガイ	廿東苅畠起分、	十東苅	十東苅	四十三東苅	百苅	六十東苅		五十三東苅	百卅東苅	六東弐把苅	廿六東四把苅	四十九東苅	廿三東四把苅
向田千菜谷ノ口 『天子』	都合田数千七百五束六把	分米参千壱石四斗六合気淳ノ花押影アリ、	年貢除之、	年貢除之、		分米弐斗	分米弐斗	分米八斗六升	分米弐石	分米壱石弐斗	此内一斗二升河成、○イ、次行ノ	分米壱石六斗	分米弐石陸斗	分米壱斗弐升三合	分米五斗弐升六合	分米九斗八升	分米四斗六升六合
山ノ上左近		ノ花押影アリ、ノ行ノ裏ニヵ所	鬼谷	下荒志	古屋敷	漆原	蛇カ谷ッ	鬼谷高尾下、	大坪	琵琶頸	成、○イ、次行ノ  マー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	鬼谷	寺ノ前	橋爪	普蔵院前	白山ノ後	茎田
左近		= `	戒音之恩	能登之恩	櫛 比 殿 作	孫四郎右馬	性空	衛門九郎	清四郎	五郎衛門	アリ、主	左近三郎	刑部	石見	石見	介次郎	山上左近

内保村

如観分

百五十文 百五十文 五百文 百文 四百文 参百文 **弐百文** 七百文 四百文 五十文 壱貫三百文 壱貫七百文 壱貫参百文 八百文 参百五十文 四百五十文 壱貫五百文

僧儀畠 山上 荒志 平野 大畠 中田 鉢ノ尻 広岡 板路 富岡 茎田屋敷端 橡ノ木憩場

已上、柒貫九百文〔又二百文又五十文イ〕 僧儀畠〔依為本訴而道宝子ィ〕〔○ィ〕永寿院 榎平〔番頭之恩イ〕 「左衛門永寿院之上状〇永寿院イ〕越前 [永寿院イ] 左近太郎 玄志 円慧 善心 衛門 石見 永寿院イ 五郎右馬 五郎衛門

裏花押影ナシ、

出口 毛屋 左衛門五郎 性仙

同

同

壱貫八百五十文 <sup>田島、</sup> 同

四貫文

四百苅 同

**弐百**苅

百二十苅毛屋、八十苅遣河、 同

壱貫五百五十文

同

六百文

同

同

[長円寺イ]永寿院

永寿院

 弐百文 五百文

同漆代、

浦上之内、阿岸庄主之領内、是田地計也 已上、拾陸貫弐百文○コノ行ノ裏ニ玄

弐百九十五束苅 分米五石九斗

已上、

米総都合陸拾漆石六斗壱升〔又三斗イ〕

銭総都弐拾肆貫捌百文〔五十文又二百文イ〕○ヨノ行ノ裏ニカ所ニ、「金融」

御寺領之田畠、此外雖為一反小六十歩、見隠聞申事更々不可有候、

若於後日自寺家聞食出事御座候者、

可被処罪科者也、仍押書之申状如件、

皆正長弐年配正月十一日

右

(花押影)

[又水谷年貢百文、作人小谷屋左衛門次郎イ]

戒音 (略押影)

— 106 —

遣河道久

堀越分

滝上〔番頭御音足也イ〕

<sup>茆原</sup> 左衛門三郎

種 権守 瀬上分「番頭恩」

道空

御百姓等

大夫 (略押影) (略押影)

権守 (略押影)

十郎次郎 (略押影

定使能登 (略押影

「分銭壱貫弐百文○以下、ィ異筆、 在所戸板有之

吉見両貴殿為周堂居士永代奉寄附者也五月年忌之日 金屋田一段 分米壱石五斗五升

此内四斗俵可備献粥之料也

五院之者東堂令評議定者也

身で能登竜護寺中明見方に参じ、法を嗣ぎ、 これは正長二年正月十一日、住持真化玄淳が作成したもので、近世後期の写と推定される。住持真化玄淳は能登出 竜護寺第五世となっている。 また總持寺第六十四世として正長元年十一

月十五日入寺し、翌二年二月まで約三ヶ月在住している。その後見方の遺命により、信州霊松寺第三世になっている。

計すると、六三八〇苅七把 いるが、内保村については銭年貢と納入者、浦上村については道空の田地面積と分米があげられている。 目録の内容は二个村・諸岡村の分米 (米年貢)・分銭 (六町三段八○苅七把、分米六七石六斗一升六合、分銭二七貫七○○文となるが、 (銭納年貢)別に、 耕地面積・年貢高・ ·所在地 ・納入者を掲げて これは末尾にあ これらを集

年貢納入者の百姓に対し、玄淳が一段・小(一二○歩)六○歩=わずかでも違背したことが後日判明したら罪科に処す

る有力な五人百姓(年貢の納入者代看)=戒音・徳行・大夫・権守・十郎次郎と定使

(年貢収納責任者) 能登

(百姓)

および

と了解の確認をとったものである。なお「恩」として、二个村では徳行・権守・大夫・十郎次郎が各二五束苅、 諸岡

村では戒音が同じく二五束苅、能が一〇〇苅の年貢が免除されている。 また村毎の課税の特色は、二个村、諸岡村は分米と分銭の相違は必ずしも田地は分米、畠は分銭と区別されていな

いようだ。一〇〇苅(一段)に対する年貢は、分米は二石、銭納は一貫文の割合となっている。

録の田地六町三段八十苅を合計すると十四町九十苅となる。 光寺大雄庵二町六段五十苅となり、これらを集計すると七町七段十苅となる。これと仮に正長二年 (一四二九) 寺領目 をはじめ、残存する法光院・延寿堂・永光寺大雄庵の寄進状を集計すると、法光院四町四段六十苅、 する必要がある。また本坊以外の田地については、前に触れた永徳二年(一三八二)十月の「惣持寺新寄進田地目録」 なお本目録は法光院・延寿堂・永光寺大雄庵関係は含まれておらず、總持寺本坊のみの寺領目録であることを留意 延寿堂六段、

永

(5)文明六年(一四七四) 閏五月總持寺寺領目録写

文明六甲[五]

本紙年曆卜七十年余後二候得共、 裏ニ見届御判有之、 旦往昔ヨリ□分ニ

持伝申候

諸岳山総持寺領目録 納所寮置之、

雲(栄) 和尚御代改之、

諸岳山総持禅寺寺領目録之事

### 古屋左衛門次郎指出之分

弐拾三東苅	七十三束弐把苅	百五十苅
分米四斗六升	壱石四斗六升三合 分米大畠分	分米参石
戒音名之内、	戒音名之内、	戒音名之内、
二个村山崎	新保厂田力	前田

権守名之内、久保田

弐百五十苅 拾五東苅 拾五東苅 一壱東半苅

散田 富岳之下

散田 中田 歌戸 ……

拾 束 苅 苅

分米弐斗

分米克石捌斗

已上、田数一千八拾捌束三把苅

分米弐拾壱石伍斗四升

戒音名之分

伍拾苅

分米壱石陸斗の升

三拾弐束苅

権守名之内、

薬師堂之后

大夫名半名分

金屋田

弐百玖把苅

分米肆石壱升

-109-

卅六東八把苅 陸拾捌束苅 分米漆斗三升六合 分米壱石三斗六升 新保口 在所鳥越 』 当作三郎次郎水ノ端 同作

参拾苅 弐拾三束苅 分米四斗六升 分米陸斗 在所下荒志

桑屋山崎 同作

同作

分米参石壱斗五升六合 大夫名半名之分

已上、百伍拾柒束八把苅

分米四斗 分米肆斗

蛇个谷虫食

当作宗祐

兵部屋敷

同作

池田 藤内屋敷

拾東苅 弐拾苅 弐拾苅

同主 …… (紙継目)

同作

同[主 作]

同作

揀栗 大坪

捌拾苅

四拾四束苅 拾五束苅

分米捌斗八升 分米参斗 分米弐斗

拾壱束半苅

分米弐斗参升

分米壱石陸斗

山崎

同主

已上、 田数弐百半苅

分米肆石壱升

弐百五十東苅 徳行名之分 分米伍石

西持田 I 富岳右馬・宗祐 作人 飛之尾崎

分米弐石四斗

— 110 —

四拾苅 伍東苅 百苅 **柒拾苅** 百参拾苅 弐拾三東苅 百弐拾束苅 弐百四拾五束苅 弐拾五束苅 弐拾参東苅 已上、 已上、 已上、田数百五東苅 田数四百拾捌束苅 田数四百五拾八束苅 分米弐石壱斗 分米玖石壱斗陸升 分米捌石三斗陸升 散田之分 権守名之分 十郎次郎名之分 分米四石九斗 分米弐石 分米弐石四斗 分米弐石六斗 分米捌斗 分米壱斗 分米肆斗六升 分米壱石四斗 分米伍斗 分米四斗陸升 伊藤兵衛 下荒志 堂之裏 畠田 菩提園 寺之前 山﨑 山之上ノ下度 桑屋山崎 尾野屋右近

尾野屋 左近

同主 同作

同作

同主(紙継目)

同作

心 日尾掃部

同作

四拾弐束苅 分米捌斗四升 堂田

伍拾苅 弐拾五東苅 七拾柒束弐把苅 分米伍斗 分米壱石五斗四升四合 筑後 此內四斗四升亀山堺ニ失却、 分米壱石 二个村殿新寄進 屋敷分茎田

百苅 百苅 分米弐石 分米弐石 大坪 在所下荒志 ・ 五郎右馬 · 同作 永寿院 ..... (紙継目)

廿六東四把苅 四十玖束苅 分米玖斗八升 白山ノ后 分米五斗弐升六合 普蔵院前 茎田右馬 同作

廿参東四把苅 陸東弐把苅 分米四斗六升六合 分米壱斗弐升三合 在所茎田 在所橋爪 同本同 作山主 ノ上左近

散田都合拾参石壱斗五升四合

已上、弐石玖升五合 此ハ茎田右馬四所之分、

壱貫弐百文 |戸板吉見殿為周堂御寄進、直納也、

銭年貢之事

金屋田百苅

一个村殿為周堂新寄進、分米弐石二付、二个

村殿以奉行毎年可有納所、

古屋左衛門次郎分

百五拾文

鉢之尻 干菜谷口 下荒志

百文 **弐百文** 

..... (紙継目

壱貫参百文 百伍十文

広岡 山之上

茎田筑後

…… (紙継目)

伍拾文

是ハ亀山之堺に失却、○紙背ニ「淳亨(花

百文

七百文 参百文 **弐百文** 百伍十文 百卅弐文 柒百伍十文 七百伍拾文 弐百陸拾四文 参百五拾文

権守名之内、

大谷屋

同主 同作

大畠

已上、弐貫参百拾七文

戒音名之内 在所打越 <sup>作人</sup> 日尾掃部

権守分 打越 大畠

橡木憩場

中田

宗義畠 徳行名之内、富岳之屋敷 屋敷之地子 宗祐両人富岳之右馬・

伊藤兵衛 山ノ上左衛門

茎田右馬 同作

板地

畠之年貢

山之上五郎右馬

**涤百文** 

山上之分田坪中田竹之下共ニ、

八百文

参百文 **弐百文** 五百文

善心 尾野屋左近

筑後

#### 已上、 捌貫百五十二文 此内五十文、依亀山之論失却了、

#### 定納捌貫百弐文、

内保村之分

壱貫柒百文

遺河之妙道 [鑓、以下同ジ]

代、諸院ノ以見使ヲ改之、代、諸院ノ以見使ヲ改之、代、諸院ノ以見使ヲ改之、

遣河之左近

上ヲ申候間、都合之納足弐貫百五十文也、依妙道儀論スルニ而、左近カ三百文之加今之定納弐貫百五十文也、此中三百文者

坪本滝之上

坪本チワラ此中五百文不作、

河端四

郎

千原右衛門七郎

坪本毛家此内二百文不作、 坪本堀越此中壱貫三百文不作、 

肆貫文 **弐貫文** 

壱貫参百文 坪本出口

作人性泉

長園寺

壱貫五百五十文 坪本日下此中八百文不作、

瀬之上狐作

五百文 五百文

番頭之御恩

年門之左近

已上、拾陸貫参伯弐文此內武貫八百文不作引、 定納拾参貫伍百弐文

四十苅

兵部

シカヤシ

キ

と

二十苅

ムシハミ

百八十八東苅

Ш

ノ上ノヲリト

諸岳分

四十苅

堂田

銭総都合弐拾伍貫百弐拾壱文(3)

雪渓保広法嗣、越前松隠寺の後常楽寺・滝沢寺歴住)が改め、 〈天文十三年〈一五四四〉 以降) 書写されたものであることがわかる。 これは文明六年五月二日、 總持寺第二六六世として入寺し、七月四日まで在住した雲崗栄玖(豊後出身、 納所寮に置いたものであるが、端裏書によれば七十余歳後 しかし本文書は料紙などから近世以降に書写され 尾張常楽寺

たものと思われる。

之分の面積と年貢高・所在地・作人(戒音名之分以下)を挙げ、つぎに銭年貢として古屋左衛門次郎分と他の百姓分お よび内保村分の年貢高 内容は古屋左衛門次郎指出之分・戒音名之分・大夫名半名之分・徳行名之分・十郎次郎名之分・権守名之分・散田 所在地・納入者が書きあげられている。 総計すると米年貢六十一石四斗八升、 銭年貢二十五

⑥文明二年 (一四七○) 惣持寺領櫛比荘諸岳村田地坪付

貫百二十一文となっている。これを段別に換算すると、

約五町六段となる。

— 115 —

四十三苅 三十束苅 五東苅 百苅 三十苅 百苅 十東苅 右、総持寺領諸岳分 文明弐年與十月十六日 二百苅 七十八束二把苅 八十八東苅 百三十苅 六十八束苅 三十二束苅 百十束苅 五十三東苅 日新和尚御代、櫛比殿指出也、(元素) (長某) (景美) 已上、千三百七十四束二把苅 ク キ 田 クホ田 大ツホ 坊ノ前 ヒ ラ 田 ナカ田 イケ田 上アラシ 下アラシ トヒヲカノ下 白山ノウシロ トリコエ トリコエ ウルシハラ 藤内ヤシキ

面積と所在地について、 これは總持寺第二四九世日新有愛(文明二年八月十七日入寺、 櫛比荘在地頭長氏に提出したものである。 同十一月七日まで在住)の時に、 所在地別に面積が掲げられているが、 諸岡村 の總持寺領田地 合計する

(7)享徳三年 (一四五四) 總持寺領内田地江・河成注文 と千三百七十四苅二把=一町三段七十四苅二把である。

真化和尚寺領目録御盛内、 江 河成志却事

不足分

四十苅内三十苅河成

戒音名内拾八束苅河成 分米壱石六斗八升不足、 戒音名内卅六束苅河成 作人小野屋左衛門次郎

横道面、作人左衛次郎、

延寿堂屋敷分米弐斗四升不足、「十二束苅、」 作人小谷能登、

堂田廾苅内、 兵部屋敷三束苅河成 四東苅河成 作人日尾左衛門、 作人日尾左衛門、

藤内屋敷壱東六把江代分、

作人日尾左衛門、

已上、八束半苅、 藤内屋敷壱東六把苅江代分、 分米壱斗七升不足 分米三升不足、作人尾屋三郎兵衛

-117-

平田百拾東苅内十参東六把〇河成、作人与三兵衛:

已上、十三東六把苅、分米弐斗七升不足;

作人尾屋衛門

琵琶頸内、十六束苅河成、 作人尾屋衛門 作人尾屋衛門

已上、十九東苅、分米参斗八升不足、 已上、廿苅、分米四斗不足、 上荒志参十苅内十九東苅河成、作人小谷家門、

慶徳寺之御判各面在之、

享悳参年成三月廿九日 納所寮之後広分水役衛門前弐斗四升減之、 納所曇栄(花押)

これは總持寺納所(年貢を納める所)曇栄が、諸岡村の寺領の内「江・河成」(洪水などにより耕地が失われたもの)とな

朝倉貞景が裏判を加えている「越前国吉田郡志比庄永平寺#塔頭霊供田目録」によると、永平寺十七町一段、 った分について、在所・分米・作人を書きあげたもので、参考までに附記した。 ちなみに中世における永平寺の寺領については、明応四年(一四九五)十二月二十四日、永平寺能所寿仙が作成し、

承陽庵

-118-

年 (一五〇四) 十二月二十四日、 録分と累計すると、 とみられている。金額は合計十貫文であるから、 霊供田目録」とは地名がわずか二ヶ所同じで殆んど異なっているから、 欠けた土地)になった地名、およびそれに相当する金額が記されている。 五四五)十月二十二日の「志比庄下郷闕所分内職注文」には、 院二町九段六十歩、 地に換算すると九町一段四十二歩余になる |山塔頭| 二町一段三百歩、 永平寺の寺領は三十五町四反百三十歩となる。また永平寺と密接な関係にある宝慶寺は、 如意庵八反、多福庵一町三反七十歩で、 霊梅院 檀越朝倉光玖からつぎのように百七十八石八斗五升と四貫を寄進されているから、 (中興義雲塔頭) 五町三段、 田地一反の年貢が五百文として二町分になる。これを前の霊供田 総計三十三町四反百三十歩である。また天文十四年 朝倉氏の家臣と思われる十三人の名前と、 地蔵院 (波多野菩提) 三町八反六十歩、 明応四年以前から永平寺が所有していたもの 前記の「越前国吉田郡志比庄永平寺#諸 山外隔庵の霊山 闕所 (領主 永正元 塔頭 目

#### 寶慶寺領目錄

「十五世恕忻和尚代 玉岩公御裏判 <sup>(朝)</sup>

一友包名 小山庄内共包村 分米廿四石九斗越前大野郡小山庄薦福山寶慶寺當寺納分

深江 西ノカワ 分米五石八斗 場成清房、 分米二十石

蓮乘名 小山庄内今井 分米七石貮斗

小山庄内五給 分米四石八斗泉北庄内 分米參拾石五斗

教蜜嶋

今井五條方同今井村 分米八石壹斗

黑谷公文名

分米拾貮石

舌布薩田 石原田 香堂内 小山庄内友包村 分米貮石 分米貮石

小山庄五給 分米四石參斗五升

不動王名

守正 田野出田 泉庄出田 小山城北 富田庄内

分米壹石

泉庄北海正作、 分米拾五石 分米壹石六斗五升

平澤 大柱 同平澤内一町田 小山庄内平澤 分米拾貮石 分米六斗

土橋畠 漆原、且ヲロシ付次第、地子代貮貫文堀内、同土橋両所、在地子代、地子代貮貫文 土橋散田

同土橋

分米貮石六斗

玉岩新寄進之分 (紙継目裏玉岩花押アリ)

巳上百四拾四石五升、代貮貫文、玉岩御裏判分也、

山口錢 黑谷領家方之内布薩田 大光寺分 黑谷 と是在 木本地頭方分 札錢 分米拾貮石五升經米料、 分米貮石 貞景御判在領別 玉岩御判在 玉岩御判在

木本地頭領家ョリ

分米拾石

以上廿四石五斗

-120 -

一佐開地頭方一佐開地頭方一木本礫田一木本礫田新寄生五月廿二日

五給教蜜嶋 晭應七年ニ新開、 以上五石

> 壹段分米壹石桑原次郎右衞門尉定久寄進、 貳段分米貳石 億山了觀房寄進;

分米貮石代貮貫文

寶慶寺末寺土橋眞善庵領分

持佛堂田吉國名之内

猪嶋村之内

分米參石參斗、了禪大姉寄進、

分米貮石、徳山了觀房寄進、

以上五石參斗、

都合百七拾八石八斗五升、代四貫文、

永正元年平十二月廿五日

右或公事未落居、或不知行之在所書加申候者、

如忻 (花押)

以後被聞召、

可有御堪落者也、

なお松平忠直が慶長十八年(一六一三)七月十一日、つぎのように寺領を寄進している。

松平忠直寄進狀

寺領分之事

高五拾石者、

右令奇進之條、 全可有寺納者也、

大野領 仍如件、 寶鏡寺村内

(印文忠直)

#### 三近世における寺領

升八合、重ねて明暦三年 (一六五七) 三月十七日、七十六石七升二合、合計四百石を与えている。またそのうち三十石 奉行や足軽・人足まで拝領しているが、寺領についても、利家が天正年中百石、 吉徳・宗長・斉広の一族は、日域無双の禅苑、 は利家後室まつによる利家の菩提所芳春院の寺領とされたが、江戸時代を通じて前田家が百二万石を堅持していたの て、万事にわたり厚く外護した。それは伽藍の再建・改修・普譜などに、随時地材木を施与するのみならず、時 前 總持寺の寺領も変動することなく、明治維新まで維持された。これらを実証する資料は、つぎのとおりである。 |田利家 (一五三八—九九) が天正九年(一五八一)能登へ入国し、七尾城に入って以来、 曹洞の本寺、勅願寺として、また出世道場である總持寺の大檀越とし 利常が元和年中二百二拾三石九斗二 利長・利常・光高

元和四年 (一六一八) 十月から元禄十六 (一七〇三) の「總持寺由来」

右者高徳院様御寄附被成下候 (新田利家) 百石 天正年中

当本山寺領御寄附之由来御尋ニ付申上候、

弐百弐拾三石九斗弐升八合 元和年中

-122

右者中納院様ゟ為御加増御寄附被成下候、(新田利第) 大納言様ゟ被下置候御印物、 被召上候二付所持不仕候、

七拾六石七升弐合

明暦三年三月十七日

右微妙院様ゟ重而御加増被成下、 都合四百石ニ相成申候、 其砌元和年中被下置候御印物、 被召上候ニ付所持不

仕候、今般微妙院様御印物之写上之申候!

右先知行合四百石之御印、 都合四百石、 微妙院様ゟ被成下、 右之内三拾石、

芳春院江被下置、

別紙御印御座候、

則両通之写指

上申候、以上、

元禄十六柒年

芳春院

竹田 五郎左衛門殿

伊藤平右衛門殿

為能登鳳至郡総持寺領三百弐拾六石弐斗之所、 中納言様ゟ被成下候御印物之写

令寄附於如有来、

可有御寺納之状如件、

元和四戊午年

宰相源朝臣

松平筑前守

十月廿八日 諸嶽山惣持寺

利光御在判

松平筑前守

高三拾石分之物成を芳春院塔頭江令寄附候条、

従此以前如有来可収納之状如件、

総持寺領三百弐拾六石弐斗之内、

元和四年

-123

## 十一月十五日

宰相源朝臣

芳春院塔主

がなかった。また同時にその中の三十石は芳春院に対する寄進としている。 前にも触れた明暦三年利常が七十六石七升二合を加え、合せて四百石の寄進状だけは後に示すよう召上げられる機会 文中にあるように、新たに寺領が加増されると、前の印物は召上げられたので所持していない旨記されているが、

(包紙ウワ書) 総持寺」 明曆三年三月十七日前田利常寄進状

総持寺領以能州鳳至郡之内、 加七拾六石七升弐合、先知行合四百石之所、 令寄附者也、 仍如件、

中納言

総持寺第

明暦三年三月十七日 利常 (花押)

明曆三年(一六五七)三月十七日前田利常寄進状

中納言

以総持寺領四百石之内、参拾石之物成、令寄附手当院畢、

右全可有寺納者也、

仍如件、

利前常 (花押)

明暦三年三月十七日

— 124 —

い る。 <sup>④</sup> 合計五十石にしている。 事情か明らかでないが、 は不明であるが、 因みに永平寺領は、 その後松平一族が支配するようになり、寛永元年(一六二四)松平忠昌は二十石を安堵しているから、(②) 以前から四十石であったことがわかる。 天正十三年 (一五八五)、 三十石減ぜられている。しかし忠昌の子光通はつぎに示す寄進状のように、三十石を寄進し、 ただ三十石は先考隆芳院(松平忠昌)石塔の灯供としている。 丹羽長重下知状に、 また同年長重転封二ヶ月後、 先規により寺領四十石を安堵しているから、 堀秀政が田地三町を寄進して 如何なる 場所

松平光通寄進狀

芳院石塔、 吉田郡志比庄永平寺領在同郡市野村之内、 爲燈供等相續、 新加附焉者也、 都合五拾石之所、全可有收納之狀如件, 其高貳拾石、 任先規令寄附畢、 外同村之内、 高三拾石、

寛文元辛年九月日

永平禪寺

光通 (花押)(4)

る。 しかし三十石は隆芳院 (松平忠昌)・二十石は大安院 (松平光通) 灯供としている

また光通の後を嗣いだ昌親は、延宝四年(一六七六)つぎに示すように、さらに二十石を寄進し都合七十石にしてい

松平昌親寄進狀

「永平禪寺

吉田郡志比庄永平寺領在同郡市野々村之内、 其高五拾石、 内 石塔領、前三拾石者、 前代所被寄附也、爲先考隆芳院

依創建先考隆

此外於同村高貳拾石事、爲大安院石塔燈供等、(松平光通) 令新加焉、都合七拾石之所、全可有收納之狀、 仍如件、

延寶四年辰年三月日

昌親 (花押)

永平禪寺

また翌延宝五年十二月、昌親の後を嗣いだ綱昌は、昌親が寄進した内容のとおりの七十石を、つぎのように安堵し

ている

「永平禪寺」 松平綱昌安堵狀

吉田郡志比庄永平寺領在同郡市野々村之内、其高貳拾石、任先規令寄附畢、此外於同村高三拾石、 同高貳拾石者

爲隆芳院・大安院石塔燈供等之料、 前代所被加附也、都合七拾石、全可有收納之狀如件、

延寶五日年十二月日

綱昌(花押)

永平禪寺

しかし貞享三年(一六八六)福井藩が二十五万石に減封されたため、 翌四年七月に、つぎの福井藩寄附状にあるよう

五十石に減ぜられている。

「永平寺」

6 5  $\widehat{4}$ 3 2

> 吉田郡 市野々村内

高五拾石

右之通就御寄附、 地方割渡候間、 當卯夏成ゟ可有執納候、 御朱印者、 重而可被遣旨候、

貞享四年卯七月日

大谷儀左衞門 根來半 兵 衞

永平寺

った。 いずれかの時代に三十石が削減されたものと思われる。このように支配者の交替などにより、 また明治初年の「旧高旧領取調帳 これに比べ總持寺は、 支配者の前田家が揺ぎなかったので、経済的基盤が安定していたといわなければならな 中部編」や、 明治三年(一八七〇)七月、 除地の租税によると二十石とあるから、 寺領は非常に不安定だ

注 記

(1)『新修門前町史』 資料編2総持寺一二上参照。

資料編1考古・古代中世一六七上参照

資料編2総持寺一四四上参照

資料編1考古古代中世一六九上参照

資料編2総持寺一七上参照

資料編1考古古代中世一七○下参照

7 同右一七一上参照。

— 127 —

- 8 同右一七一上参照。
- 同右一七一下参照。 同右一七一下参照。

10

- 12 11 同右一七二上参照。 同右一七二上参照。
- 15 14 (1)『新修門前町史』資料編2総持寺一八下参照。 資料編1考古古代中世一七二下参照
- 17 16 資料編2総持寺二〇上参照。 二一上参照。
- 20 19 18 資料編1考古古代中世一七七下参照。 八〇上参照。 七九下参照。

21

八〇上参照。

八四下参照。 八二下以下参照。

資料編2総持寺三七下参照。 1考古古代中世一八九上下参照。 二九下参照。

25

 $\widehat{24}$ 23 22

26

<u>45</u>	<u>44</u>	<del>43</del>	$\widehat{42}$	<u>41</u>	$\widehat{40}$	39	38	<del>37</del>	36	35	34	33	32	31	30	29	28	<del>27</del>
同右二三以下、『永平寺史』六五四参照。	『曹洞宗古文書』上二三、『永平寺史』六五四参照。	同右六五三参照。	同右六五二参照。	『永平寺史』六五一参照。	"	"	『新修門前町史』海	同右六一六参照。	『曹洞宗古文書』六一〇以下、『永平寺史』	同右四九一以下参照。	『永平寺史』四七七以下参照。	"	"	"	"	"	"	"
				一参照。	" 	<i>"</i>	資料編2総持寺九六上下参照。			照。	以下参照。	"	"	"	"	"	"	"
照。	六五四参照。				○○下以下参照。	○○下参照。	上下参照。		寸史』四八○参照。			二〇一上以下参照。	二〇三上下参照。	二〇四上以下参照。	一九七下以下参照。	一九四上下参照。	一八八上以下参照。	一八三下以下参照。

- (46)同右二四、『永平寺史』六五四以下参照。
- (4) 同右二四以下、『永平寺史』六五五参照。
- (49)熊谷忠典「永平寺年表」二三四参照。

(のうどみ) じょうてん・前大本山總持寺宝物殿館長)